

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年6月27日(2019.6.27)

【公開番号】特開2019-76157(P2019-76157A)

【公開日】令和1年5月23日(2019.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2019-019

【出願番号】特願2017-203178(P2017-203178)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月17日(2019.4.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技が可能な遊技機であって、

遊技者が操作可能な操作手段と、

遊技者に対して前記操作手段の操作を促すための画像であって、前記操作手段に対応する操作手段対応画像である第1操作手段対応画像または該第1操作手段対応画像とは異なる第2操作手段対応画像を表示可能な表示手段と、

前記操作手段が操作されたことに基づいて動作可能な演出可動体と、を備え、

前記第1操作手段対応画像の表示中に前記操作手段が操作された場合には、該操作から第1期間が経過したことに基づいて前記第1操作手段対応画像の表示を終了し、

前記第2操作手段対応画像の表示中に前記操作手段が操作された場合には、該操作から前記第1期間とは異なる第2期間が経過したことに基づいて前記第2操作手段対応画像の表示を終了する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

前記課題を解決するために、本発明の請求項1に記載の遊技機は、

遊技が可能な遊技機(例えば、パチンコ遊技機1)であって、

遊技者が操作可能な操作手段(例えば、プッシュボタン31B)と、

遊技者に対して前記操作手段の操作を促すための画像であって、前記操作手段に対応する操作手段対応画像である第1操作手段対応画像(例えば、非突出状態のプッシュボタン31Bの画像)または該第1操作手段対応画像とは異なる第2操作手段対応画像(例えば、突出状態のプッシュボタン31Bの画像)を表示可能な表示手段(例えば、演出表示装置5)と、

前記操作手段が操作されたことに基づいて動作可能な演出可動体と、を備え、

前記第1操作手段対応画像の表示中に前記操作手段が操作された場合には、該操作から

第1期間が経過したことに基づいて前記第1操作手段対応画像の表示を終了し（例えば、図16（A）に示すように、操作促進画像として非突出状態のプッシュボタン31Bの画像の表示中にプッシュボタン31Bが操作された場合には、該操作から期間L2が経過したタイミングでプッシュボタン31Bの画像を消去する部分）、

前記第2操作手段対応画像の表示中に前記操作手段が操作された場合には、該操作から前記第1期間とは異なる第2期間が経過したことに基づいて前記第2操作手段対応画像の表示を終了する（例えば、図16（B）に示すように、操作促進画像として突出状態のプッシュボタン31Bの画像の表示中にプッシュボタン31Bが操作された場合には、該操作から期間L3が経過したタイミングでプッシュボタン31Bの画像を消去する部分）

ことを特徴としている。